

香川県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県環境審議会条例（平成6年香川県条例第25号）の規定に基づき、香川県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

2 委員の任命後初回の審議会の招集は知事が行うものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、審議上必要があるときは審議会に諮り、委員以外の者に対し会議に出席して意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議録)

第4条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日、時刻及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び内容
- (4) 議事の経過

2 会議録には、議長及び出席した委員のうち議長が指名した委員2人が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に、計画部会、生活環境部会、自然環境部会及び温泉部会を置く。

2 各部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、特別の案件を審議するため必要があるときは、審議会に諮って第1項に規定する部会以外の部会を置くことができる。

(諮問の付託)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

2 部会長は、部会に付託された案件の審議が終わったときは、会長にその結果を報告するものとする。

(部会の決議)

第7条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(準用規定)

第8条 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境森林部環境政策課、部会の庶務は、審議案件を所掌する課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年11月2日から施行する。

附 則
この規程は、平成7年11月13日から施行する。

附 則
この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成12年6月14日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年11月11日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年1月31日から施行する。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
計画部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 環境の保全に係る基本的な計画等（他の部会の所掌する計画を除く。）に関すること。 2 地球温暖化対策に関すること 3 廃棄物処理対策に関すること
生活環境部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 水質汚濁の防止に関すること。 2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に関すること。 3 その他公害の防止に関すること。
自然環境部会	次に掲げる事項を調査審議すること。 1 自然環境の保全に関すること。 2 鳥獣保護及び狩猟に関すること。 3 自然海浜の保全に関すること。 4 県立自然公園に関すること。 5 緑化の推進とみどりの保全に関すること。 6 希少野生生物に関すること。
温泉部会	温泉に関することを調査審議すること。